

主な改正点

- ① 階層区分を現行と同数の 19 階層とし、所得に応じた応分の負担を求めた。
D5-1 と D5-2 を 1 階層に統合し前後の階層の所得の均衡を図るとともに、D11 の階層が他の階層と比べ、所得税額の幅が大きい定義となっていることから、D11 の階層を 2 分割することにより、より所得に見合った均衡の取れた保育料の設定をめざした。)
- ② D5・D6の階層区分において、従来あった枝番を廃し、D階層を1から14までの通し番号とした。
- ③ 今後においても適正な保育料を設定していくために、国や他市の状況を比較することを容易にし、的確に把握するため、階層区分の所得税額の整合性を図り、市民も比較しやすく、市としても説明責任が果たせるものとした。
- ④ 所得が増加し階層が上がっても無理のない保育料の増加とし、保護者負担へ配慮するとともに、所得が減少し階層が下がった場合でも保育料収入の減少を少額に止めることにより安定した財源の確保を図る。
- ⑤ 保育料の改定時期を平成 21 年 4 月からとし、保護者や市民への周知を十分行う期間として、約 6 ヶ月間を設定した。
また、きょうだい減免の適用改正等も併せて、平成 21 年 4 月施行とする。